

22 日 獣 発 第 272 号

平成 22 年 12 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う農林水産省の対応

今般、平成 22 年 12 月 17 日付け 22 消安第 7573 号、同日付け第 7575 号及び 12 月 20 日付け 22 消安第 7587 号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

なお、このたびの通知は、①先にメールでご連絡したとおり富山県の動物園で飼養されていたコブハクチョウの死体が、県の簡易検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染の疑いがあったことから、動物園や鳥類を展示している施設に対し、飼育鳥の野鳥・野生動物との接触防止、一般市民の給餌等での接触防止、飼養場所等の定期消毒、定期健康観察と異常時の家畜保健衛生所への速やかな通報実施の指導について、②また、韓国における同病の発生について、これまで発生した H7N7 亜型（10 月 18 日）、H7N6 亜型（11 月 5 日）とは異なる H7H2 亜型の弱毒タイプのウイルスが新たに確認された旨の韓国家畜衛生当局からの情報の提供とともに、引き続き各農場への適切な指導について、③さらに、上記①について H5 亜型（強毒タイプ）のウイルスが分離されると

ともに、環境省から鳥取県で回収したコハクチョウの衰弱した個体について、鳥取大学で検査をしたところ H5N1 亜型（強毒タイプ）であった旨公表されたので、飼養衛生管理の徹底、的確な病性鑑定の実施、危機管理体制の点検の強化等国内防疫の再徹底について、それぞれ各都道府県畜産主務部長に対応を求めたので、本会に対して家畜防疫の重要性を十分理解の上、本会会員等に対する周知とともに適切な対応についての指導が依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



22消安第7573号
平成22年12月17日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

動物園や鳥類を展示している施設への指導について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第7573号

平成22年12月17日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

動物園や鳥類を展示している施設への指導について

昨日、富山県の動物園で飼養されていたコブハクチョウが死亡し、県の簡易検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している疑いがあることがわかり、現在、県において検査中です。

コブハクチョウは、家畜伝染病予防法（以下、「家伝法」という。）の対象家きんではありませんので、高病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された場合であっても移動制限等の防疫措置は講じられませんが、万が一、あひる等から分離された場合には家伝法に基づく防疫措置を講じることとなります。

各都道府県におかれては、今般の事例を踏まえ、動物園や鳥類を展示している施設について、家伝法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を参考に、特に下記の事項について指導するようお願いいたします。

記

- 1 飼育されている鳥類について、可能な限り、野鳥・野生動物と接触させないようにすること（具体的には、飼育小屋に入れる、防鳥ネット・防鳥器具を設置する等飼養状況に即した措置を講じること）。
- 2 可能な限り、飼育されている鳥類に一般の市民が、給餌等により直接接触しないようにすること。
- 3 飼養場所等に定期的に適切な消毒を行うこと。
- 4 定期的な健康観察に努め、異常があった場合には直ちに家畜保健衛生所に通報すること。



22消安第7575号
平成22年12月17日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。



22消安第7575号
平成22年12月17日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について

韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生については、「韓国における高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）の発生について」（平成22年10月18日付け22消安6155号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知及び平成22年11月5日付け22消安第6602号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、情報提供するとともに、関係者への注意喚起をお願いしているところです。

今般、これまで発生したH7N7亜型（10月18日）、H7N6亜型（11月5日）とは異なるH7N2亜型の弱毒タイプのウイルスによる発生が新たに確認された旨の情報を韓国家畜衛生当局から得ましたので、別添により情報提供します。

現在、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生予防に万全を期すため、家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況調査を進めていただいています。引き続き各農場への適切な御指導をよろしく申し上げます。

なお、本件に関する情報は、農林水産省ホームページにおいて、随時更新していきますので、合わせて御参照ください。

（農林水産省ホームページ：鳥インフルエンザに関する情報）

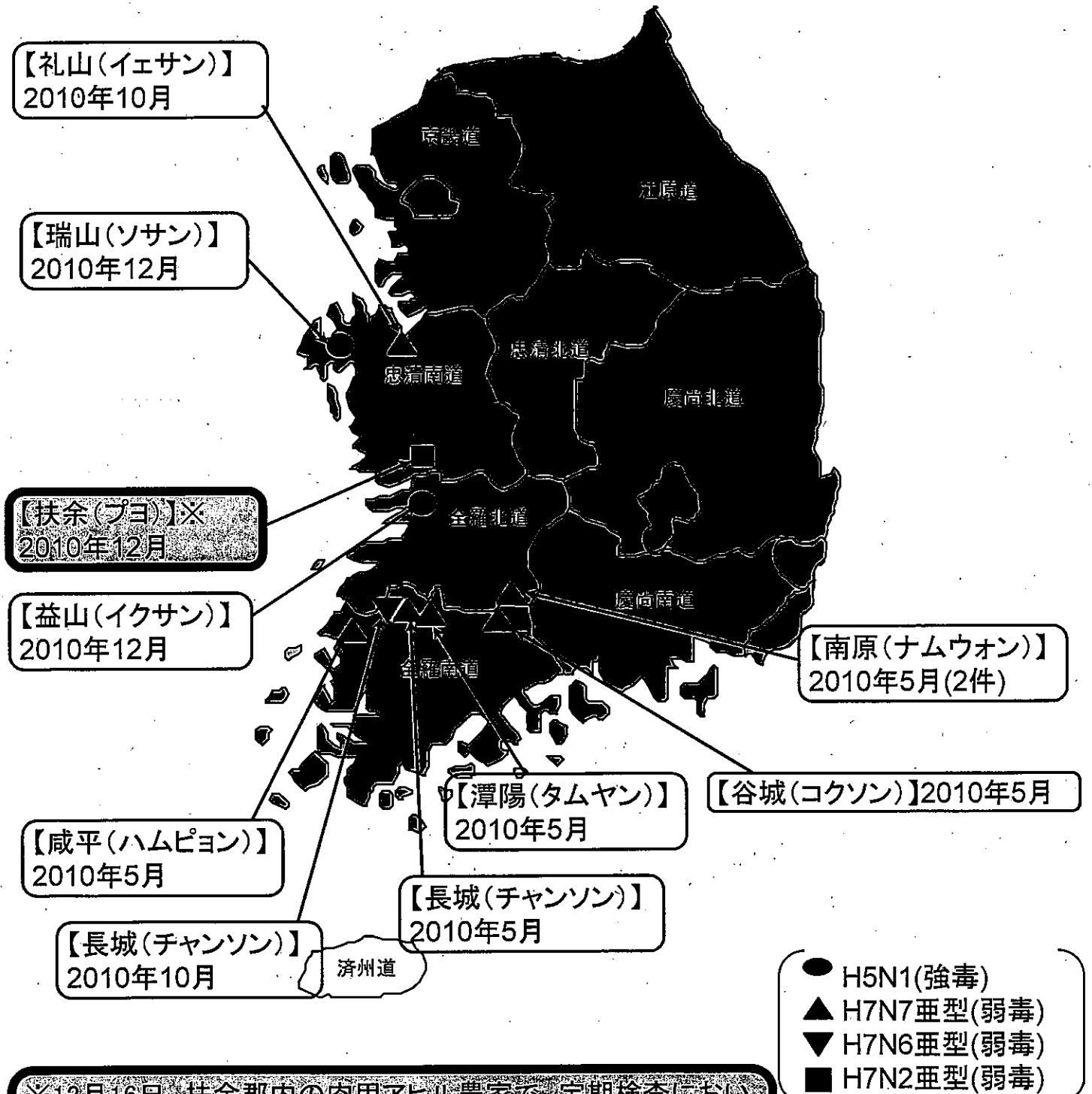
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

2010年12月17日現在

韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

《 2010年1月～12月 》

(出典:OIE WAHID等)



※12月16日、扶余郡内の肉用アヒル農家で、定期検査において、低病原性鳥インフルエンザ(H7N2)が発生し、当該農家のアヒルなど110羽を殺処分。



22消安第7587号
平成22年12月20日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウ（野鳥）から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長あて通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分御理解の上、傘下会員各位等に対し周知されますとともに、適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いします。

写

22消安第7587号
平成22年12月20日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

富山県におけるコブハクチョウ及び鳥取県におけるコハクチョウ（野鳥）から高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離された事例に伴う国内防疫の再徹底について

昨日、富山県の動物園で飼養されているコブハクチョウの死体から、高病原性鳥インフルエンザウイルスH5亜型（強毒タイプ）が分離されました。

また、18日には環境省から、鳥取県米子市安倍で回収したコハクチョウの衰弱した個体について、鳥取大学が検査を行ったところ、H5N1亜型（強毒タイプ）であることを確認した旨公表されたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、これまでの通知により、飼養衛生管理の周知徹底・確認及び防疫措置の徹底をお願いしたところですが、今回の事例を踏まえ、下記の事項を改めて徹底し、家きんへのウイルス侵入防止等を強化していただきますようお願いいたします。

記

1 飼養衛生管理の徹底について

本病の発生予防を図るため、野生動物等の鶏舎等への侵入防止、農場出入口での消毒の徹底、消石灰等による畜舎周辺の消毒など、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に沿った飼養衛生管理基準の遵守及び異常発見時の早期通報を徹底すること。

特に、野生動物等と家きんの接触を防ぐため、

- ① 防鳥ネットの整備等により野鳥の鶏舎への侵入を防止する
- ② 防鳥ネットに破れがないかなど野鳥等の侵入防止対策を点検する
- ③ 鶏舎周囲に穀類等のエサや生ゴミ等の野生動物を誘引するものを置かず、清潔を保つ

等について、家きん飼養農場・鳥類を飼養している施設をはじめ、関係機関・団体等に的確かつ確実に周知すること。

2 的確な病性鑑定の実施

異常家きんの通報があった場合には、明らかに本病が否定される場合を除き、本病を疑い、必要な病性鑑定を実施すること。

3 危機管理体制の点検について

万一の発生の際に、迅速かつ円滑な防疫措置を講じることができるよう、防疫指針に沿った連絡体制の確認、早期発見・早期通報の徹底、まん延防止体制の調整・周知、焼埋却等の場所の事前確保等、危機管理体制の再点検を行うこと。